

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 本省 第一節（略） 第二節 内部部局等 第一款・第二款（略） 第三款 課の設置等 第一目（略） 第二目 医政局（第三十一条―第三十九条） 第三目―第五目（略） 第六目 職業安定局（第七十三条―第八十四条の二） 第七目―第十三目（略） 第三節―第五節（略） 第二章（略） 附則 （大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一―十九（略） （削る） 二十・二十一（略） （医薬局の所掌事務）	目次 第一章 本省 第一節（略） 第二節 内部部局等 第一款・第二款（略） 第三款 課の設置等 第一目（略） 第二目 医政局（第三十一条―第三十九条の二） 第三目―第五目（略） 第六目 職業安定局（第七十三条―第八十四条） 第七目―第十三目（略） 第三節―第五節（略） 第二章（略） 附則 （大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一―十九（略） 二十 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第十二条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供（以下「連結情報提供」という。）に関すること。 二十一・二十二（略） （医薬局の所掌事務）

第六条 医薬局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十 (略)

(削る)

(削る)

十一 十五 (略)

(人材開発統括官の職務)

第十五条 人材開発統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共職業訓練に関すること（職業安定局の所掌に属するものを除く。）。

二 十 (略)

(政策統括官の職務)

第十六条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 十五 (略)

十六 厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十七 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十八 二十一 (略)

(総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、統計・政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議

第六条 医薬局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十 (略)

十一 支払基金電子処方箋管理業務（医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）及び連合会電子処方箋管理業務（医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）に関すること。

十二 医療機関等情報化補助業務（医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。以下同じ。）に関すること（支払基金電子処方箋管理業務に関することに限る。）。

十三 十七 (略)

(人材開発統括官の職務)

第十五条 人材開発統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共職業訓練に関すること。

二 十 (略)

(政策統括官の職務)

第十六条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 十五 (略)

(新設)

十六 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

十七 二十 (略)

(総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医

官、医薬産業振興審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、危機管理・医務技術総括審議官一人、統計・政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、医薬産業振興審議官一人、高齢・障害者雇用開発審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十三人を置く。

2・3 (略)

4 統計・政策立案総括審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する統計に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに厚生労働省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5・6 (略)

7 医薬産業振興審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項のうち医薬産業の振興(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する産業の振興(これらの製品の研究及び開発を含む。))をいう。第三十八条第一号において同じ。)及び医療技術の評価に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

8・10 (略)

(参事官)

第十九条 大臣官房に、参事官七人(うち一人は、検察官をもって充てられるものとする。)を置く。

2 (略)

(医政局に置く課等)

第三十一条 医政局に、次の九課を置く。
総務課

薬産業振興・医療情報審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、危機管理・医務技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、医薬産業振興・医療情報審議官一人、高齢・障害者雇用開発審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十三人を置く。

2・3 (略)

4 政策立案総括審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5・6 (略)

7 医薬産業振興・医療情報審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項のうち医薬産業の振興(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する産業の振興(これらの製品の研究及び開発を含む。))をいう。第三十八条第一号において同じ。)保健医療に係る情報化及び医療技術の評価に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

8・10 (略)

(参事官)

第十九条 大臣官房に、参事官十人(うち一人は、検察官をもって充てられるものとする。)を置く。

2 (略)

(医政局に置く課等)

第三十一条 医政局に、次の八課及び参事官一人を置く。
総務課

地域医療計画課
医療経営改革課
医療機構運営支援課
医事課
歯科保健課
看護課
医薬産業振興企画課
研究開発政策課

(地域医療計画課の所掌事務)
第三十三条 地域医療計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 地域における保健医療に係る計画に関すること(医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関するものを除く。)

三・四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 救急救命士に関すること(その勤務環境の改善に関するものを除く。)

六〇八 (略)

(医療経営改革課の所掌事務)

地域医療計画課
(新設)
医療経営支援課
医事課
歯科保健課
看護課
医薬産業振興・医療情報企画課
研究開発政策課

(地域医療計画課の所掌事務)
第三十三条 地域医療計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 医療監視員及び地域における保健医療に係る計画に関すること。

三・四 (略)

五 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。

六 病院、診療所及び助産所における業務委託(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条の三の規定により行われる業務の委託をいう。)に関すること。

七 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関すること(病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に関するものに限り、職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。)

八 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十條の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。

九 救急救命士に関すること。

一〇一二 (略)

第三十三條の二 医療経営改革課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 病院、診療所及び助産所における業務の効率化並びに病院、診療所及び助産所における医師、歯科医師その他医療関係者の勤務環境の改善に関すること（他局及び人材開発統括官並びに医事課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。
- 四 医療を受ける者に対する当該医療に関する情報の提供に関すること（地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 医療監視員に関すること。
- 六 医療法人に関すること。
- 七 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。
- 八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二章第二節に規定する医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告に関すること。
- 九 医療法第十五条の三の規定による病院、診療所又は助産所の業務の委託に関すること。
- 十 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査及び同法第二十条の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。
- 十一 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関すること（病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に関することに限り、職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二条第一項第二号に規定する業務、同項第四号に規定する業務（同項第二号に規定する病院等の開設者に係るものに限る。））。

（新設）

及び同項第十二号に規定する業務に関することに限る。）。

（医療機構運営支援課の所掌事務）

第三十四条 医療機構運営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

一〇十一 （略）

（削る）

（医事課の所掌事務）

第三十五条 医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医師、歯科医師その他医療関係者に関する事務（他局及び医療経営改革課の所掌に属するものを除く。）の総括に関すること。

二 医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること（医師にあつては医療法第百四条から第百五十条までの規定による労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮及びその健康の確保に関する措置に関すること以外のその勤務環境の改善に関することを、医師以外の医療関係者にあつてはその勤務環境の改善に関するものを除く。）。

三 遠隔の地にある患者に対する医療を提供する体制に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四〇六 （略）

（医療経営支援課の所掌事務）

第三十四条 医療経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医療法人に関すること。

二 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。

三〇十三 （略）

十四 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第二号に規定する業務、同項第四号に規定する業務（同項第二号に規定する病院等の開設者に係るものに限る。）及び同項第十二号に規定する業務に関することに限る。）。

（医事課の所掌事務）

第三十五条 医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医師、歯科医師その他医療関係者に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）の総括に関すること。

二 医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。

（新設）

三〇五 （略）

(歯科保健課の所掌事務)

第三十六条 歯科保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関すること(これらの者の勤務環境の改善に関するものを除く。)
- 三・四 (略)

(看護課の所掌事務)

第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること(これらの者の勤務環境の改善に関するものを除く。)
- 二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定による看護師等の確保に関すること(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに医療経営改革課の所掌に属するものを除く。)
- 三・四 (略)

(医薬産業振興企画課の所掌事務)

第三十八条 医薬産業振興企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- (削る)
- 二・五 (略)
- 六 医療機器(医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。)の配置及び使用に関すること(医療経営改革課の所掌に属するものを除く。)

(歯科保健課の所掌事務)

第三十六条 歯科保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関すること。
- 三・四 (略)

(看護課の所掌事務)

第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定による看護師等の確保に関すること(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)
- 三・四 (略)

(医薬産業振興・医療情報企画課の所掌事務)

第三十八条 医薬産業振興・医療情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三・六 (略)
- 七 医療機器(医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。)の配置及び使用に関すること(地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)

(研究開発政策課の所掌事務)

第三十九条 研究開発政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 医療技術の評価に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

(削る)

(総務課の所掌事務)

第五十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(研究開発政策課の所掌事務)

第三十九条 研究開発政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

(新設)

(参事官の職務)

第三十九条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること(医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務(第百二十条第五号において「支払基金電子診療録等情報管理業務」という。)及び医療機関等情報化補助業務(診療録に関することに限る。)に関することに限る。)

三 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること(医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会電子診療録等情報管理業務(第百二十一条第二号において「連合会電子診療録等情報管理業務」という。)に関することに限る。)

四 医療技術の評価に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

(総務課の所掌事務)

第五十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務に関すること。

四 医療機関等情報化補助業務に関すること(支払基金電子処方

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（庶務） 第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。 一 医療分科会 次のイからハまでに掲げるものの区分に応じ、当該イからハまでに定める課 イ 医療法第四条の二第一項の承認に係るもの 厚生労働省医政局地域医療計画課 ロ 医療法第四条の三第一項の承認に係るもの 厚生労働省医政局研究開発政策課 ハ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第四十六条第五項の規定による命令に係るもの 厚生労働省医政局医療経営改革課 二〃五 （略）	（庶務） 第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。 一 医療分科会 厚生労働省医政局総務課 （新設） （新設） （新設） 二〃五 （略）